

☆ ***** ☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB 基金（ ） DB 規約（ ） DC （ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他 （○）

【タイトル】 第 23 回 社会保障審議会年金部会の
開催について

☆ ***** ☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は 2024 年 12 月 10 日(火)、第 23 回 社会保障審議会年金部会を開催しました。

今回の部会では、以下議事について議論が実施されました。

1. 被用者保険の適用拡大及び第 3 号被保険者を念頭に置いた
いわゆる「年収の壁」への対応について②
2. 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了
(マクロ経済スライドの調整期間の一致) について②
3. 遺族年金制度について②

当部会の資料及び音声のアーカイブ配信ページについては、以下の厚生労働省 HP に掲載されています。(音声のアーカイブ配信は、議事録掲載後に停止)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20241210.html

1. 被用者保険の適用拡大及び第 3 号被保険者制度を念頭に置いた
いわゆる「年収の壁」への対応について②(*)
(*)当テーマ①は、第 20 回部会に付議
(厚生労働省 HP 掲載 当部会資料 1 を基に、以下記述)

(1) 被用者保険の適用拡大

- ・ 短時間労働者及び個人事業所の被用者保険の適用範囲の見直しの方向性案について、以下の通り。

①賃金要件

(現行) 年間収入約 106 万円未満(50 人超事業所)が非適用

(見直しの方向性) 撤廃

②企業規模要件

(現行) 従業員数 50 人以下が非適用

(見直しの方向性) 撤廃

(①②により、「時間要件(週 20 時間以上)」のみが残ることとなる)

③個人事業所(従業員常時 5 人以上)における非適用業種

(現行) 農業・漁業・林業、飲食業等の法定 17 業種以外の業種

(見直しの方向性) 解消

< 第 20 回年金部会における主なご意見 >

- ・「壁」という言葉が国民の間の誤解さらには就業調整を誘発しかねないことには、十分な注意が必要。8.8 万円(年収約 106 万円)という数字をなくすことで国民に向けてより簡明なメッセージを発することになることに鑑み撤廃が適当。
- ・最低賃金が低い地域で暮らす、106 万円未満の年収の人が、106 万円以上の年収の人と同額の保険料となり、年収の低い人の負担が高まるのではないか。

< 今回年金部会における主なご意見 >

- ・「賃金要件」「企業規模要件」を縮小・撤廃とする方向性について、賛成多数。残る「労働時間要件」や「5 人未満個人事業主」への踏み込みを要望する意見もあり。
(「年収の壁」や公的年金制度の維持の観点からも、適用拡大の方向性に異論はほぼ無し)

(2) 第 3 号被保険者制度を念頭に置きたいいわゆる「年収の壁」への対応

- ・保険料負担が就業調整等の誘因となっている場合、労使折半の保険料負担割合を、任意で変更できる(事業主負担割合を引き上げれば、労働者側の負担が減ることになる)特例の是非について。
- ・その他、いわゆる「年収の壁」を巡る制度の在り方について議論。

< 第 20 回年金部会における主なご意見 >

- ・就労調整の生じる可能性の高い収入層に限り、労使合意による使用者の負担割合の増加を許容することは、特例措置としてあり得る。
- ・事業主負担割合を増やすことができるのは大企業ではないか。同

じ賃金の労働者でも、大企業だと本人の保険料負担は軽くなって、中小企業だと本人の負担は軽くないという格差が生まれる。

- ・第3号被保険者は、条件つきで廃止すべき。本人が保険料を負担することなく受給を得られる第3号制度は、女性の勤労意欲をそぐことにつながり、社会進出を阻害している。

<今回年金部会における主なご意見>

- ・労使折半の原則を曲げて、負担割合を変更させることの合理性を見出しにくい。(負担が高まることが予想される)事業主への説明、余裕の乏しい中小企業への配慮など課題多い。
- ・同一企業内で、「この人は『年収の壁』対策だから」ということで負担割合に差が出ることは許容されるのか。
- ・対象者限定かつ時限でやるにせよ、その範囲を明確にすることが必要。誤ったメッセージになると、結局「新たな壁」を生むだけ。

2. 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了

(マクロ経済スライドの調整期間の一致) について②(*)

(*)当テーマ①は、第21回部会に付議

(厚生労働省 HP 掲載 当部会資料 2 を基に、以下記述)

(1) 論点(要旨)

- ・公的年金は、本来、賃金や物価の伸びで改定し、実質的な価値を維持。現在は、長期の財政安定のためマクロ経済スライドにより改定幅を抑制。
- ・過去30年の状況を投影した保守的な経済前提でも、マクロ経済スライドによる給付調整は、報酬比例部分は2026年度に終了する一方、基礎年金の給付調整は30年以上継続の見込み。現行の仕組みを前提にすると、基礎年金のみ給付調整が続き、基礎年金の給付水準が長期にわたって低下。この結果、厚生年金の所得再分配機能も低下。
- ・見直しの方向性として、国民年金と厚生年金それぞれの財政均衡を維持した上で、報酬比例部分のマクロ経済スライドを継続し、基礎年金と報酬比例部分の調整期間を一致させることで、公的年金全体として給付調整を早期に終了させることについて、どう考えるか。
- ・そのため、基礎年金拠出金の算定方法を、現行の被保険者数の人数割に加え、積立金も勘案して計算する仕組みに変更することについてどう考えるか。

< 今回年金部会における主なご意見 >

- ・基本的に賛成。基礎年金は公的年金の要であり、これの梃子入れは焦眉の課題。そもそも「厚生年金 vs 国民年金」という対立的な発想がおかしい。あくまで、基礎と報酬比例のアンバランスの是正。
- ・自社の従業員のために負担しているという思いの強い事業主の納得が得られるのか。
- ・基礎年金の梃子入れが重要なことに異論は無いが、マクロ経済スライドの一致は一つ的手段に過ぎない。国民年金自身の改革、例えば被保険者の適用拡大、棚上げされた保険料 45 年間支払などと併せて検討されるべきである。
- ・「30 年投影ケース」に偏っている、また、被用者保険の適用拡大や国庫負担金の確保も不詳な中、拙速は避けるべき。

3. 遺族年金制度等の見直しについて②(*)

(*)当テーマ①は、第 17 回部会に付議
(厚生労働省 HP 掲載 当部会資料 3 を基に、以下記述)

(1) 見直しのポイント

- ①新たに子のない男性にも遺族厚生年金を支給
 - ・男女(夫妻)共に、原則 5 年の有期給付に統一
 - ②年金額を増額 (有期給付加算 + 死亡分割)
 - ③配慮が必要な方は、5 年目以降も継続して受給可能
 - ④収入にかかわらず受給可能
 - ・現行は「年収 850 万円以上」は受給対象外
- 以上により、男女差や収入差にかかわらず、公平な受給がベースとなる制度変更を志向。

< 今回年金部会における主なご意見 >

- ・遺族年金の男女差解消の方向性について、賛成多数。
 - ・男女とも「有期 5 年 + 配慮が必要な方には延長給付」という建付けは評価できる。
- また、遺族の就労(所得獲得)により遺族年金受給額が減るにせよ、所得と合わせた総収入は漸増する設計は、就労意欲減退防止の観点からも合理的。

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル
団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202412-170-0416-D